解散公告

当法人は、平成二十八年五月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

兵庫県赤穂郡上郡町光都三丁目五番一号

特定非営利活動法人ひょうご頭脳センター

清算人　六田　伸彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬一番地の二

有限会社まるみ

清算人　岸本美惠子

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

神戸市兵庫区大開通七丁目二番六号

有限会社大開製版

清算人　志方　勝美

解散公告

当社は、平成二十八年五月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

和歌山県紀の川市上丹生谷二〇九番地

有限会社嘉香園

清算人　堀内　嘉人

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

岡山県小田郡矢掛町矢掛二六六九番地の一

株式会社ルック矢掛

代表清算人　平松　晃弘

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

山口県下関市豊浦町大字厚母郷五一一番地三

株式会社アルファー設備

代表清算人　帖地　正弘

解散公告

当社は、平成二十八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

山口県下関市長州出島三番一

関門モータープール株式会社

代表清算人　久米　竜治

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

愛媛県新居浜市土橋一丁目四番五六号

株式会社藤田工務店

代表清算人　藤田　勝彦

解散公告

当社は、平成二十八年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

愛媛県大洲市若宮二二三四番地の一

有限会社秋田建設

清算人　秋田　満男

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

長崎県佐世保市指方町四八八

小野サファイア精工株式会社

代表清算人　小野　聖

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

長崎市岩川町一七番七号

協栄設備工業株式会社

代表清算人　藤原　達幸

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

宮崎県宮崎市田野町甲三二三二番地

有限会社西日本ファクトリー

清算人　櫻木　照高

解散公告

当法人は、平成二十八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

鹿児島市武岡一丁目一〇七番八号

特定非営利活動法人健康ハート二十一

清算人　有馬　新一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

神奈川県横浜市中区太田町二丁目二二番地

神奈川県建設業厚生年金基金

代表清算人　小俣　務

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年四月十九日山口地方裁判所下関支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

山口県下関市大字関後地村字矢ケ迫五八四番地

神理教長門教会

清算人　田中　久代

連絡先　山口県山口市中尾七〇六―一〇

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十四日

秋田県秋田市山王四丁目三番一〇号

秋田県建設業厚生年金基金

代表清算人　村岡　淑郎